

第2期
妹背牛町子ども・子育て
支援事業計画

令和2年3月
妹背牛町

目 次

第1章	計画の概要	
1.	計画策定の目的	3
2.	計画の根拠と位置づけ	3
3.	計画の期間	4
4.	計画の策定体制	5
第2章	本町の現状	
1.	総人口等の推移	7
2.	アンケート調査結果の概要	10
第3章	第1期計画の実施状況	
1.	児童数の状況	16
2.	教育・保育事業の状況	17
3.	地域子ども・子育て支援事業の状況	18
第4章	計画の基本的な考え方	
1.	基本理念	22
2.	計画の基本的な考え方	22
第5章	事業計画	
1.	子ども・子育て支援サービスの全体像	24
2.	教育・保育提供区域の設定	26
3.	児童人口の将来推計	27
4.	教育・保育事業の量の見込みと確保の内容	28
5.	地域子ども・子育ての支援事業の量の見込みと確保の内容	29
6.	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供や その推進体制の確保	33
7.	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	33
8.	その他の推進事業	33
第6章	計画の推進	
1.	計画の点検・評価・改善	40
2.	関係機関等との連携	40

第1章

計画の概要

第1章 計画の策定の基本事項

1. 計画策定の目的

今日の子ども・子育てを取り巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することになりました。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として全市町村で策定が義務づけられており、当町においても平成27年度から令和元年度までを計画期間として「妹背牛町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

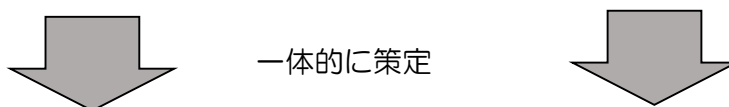
当町では、この計画に基づき町内のすべての子どもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきましたが、令和元年度に計画が終期を迎えることとなったため、制度改革や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第2期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2. 計画の根拠と位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定し、「次世代育成支援対策推進法」第8条における「市町村行動計画」を一体的に策定することとします。

根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
市町村計画	市町村子ども・子育て支援事業計画 (策定義務あり)	次世代育成支援市町村行動計画 (努力義務)
性格特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備をめざす事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「妹背牛町総合振興計画」の子ども・子育て支援に係る分野別計画



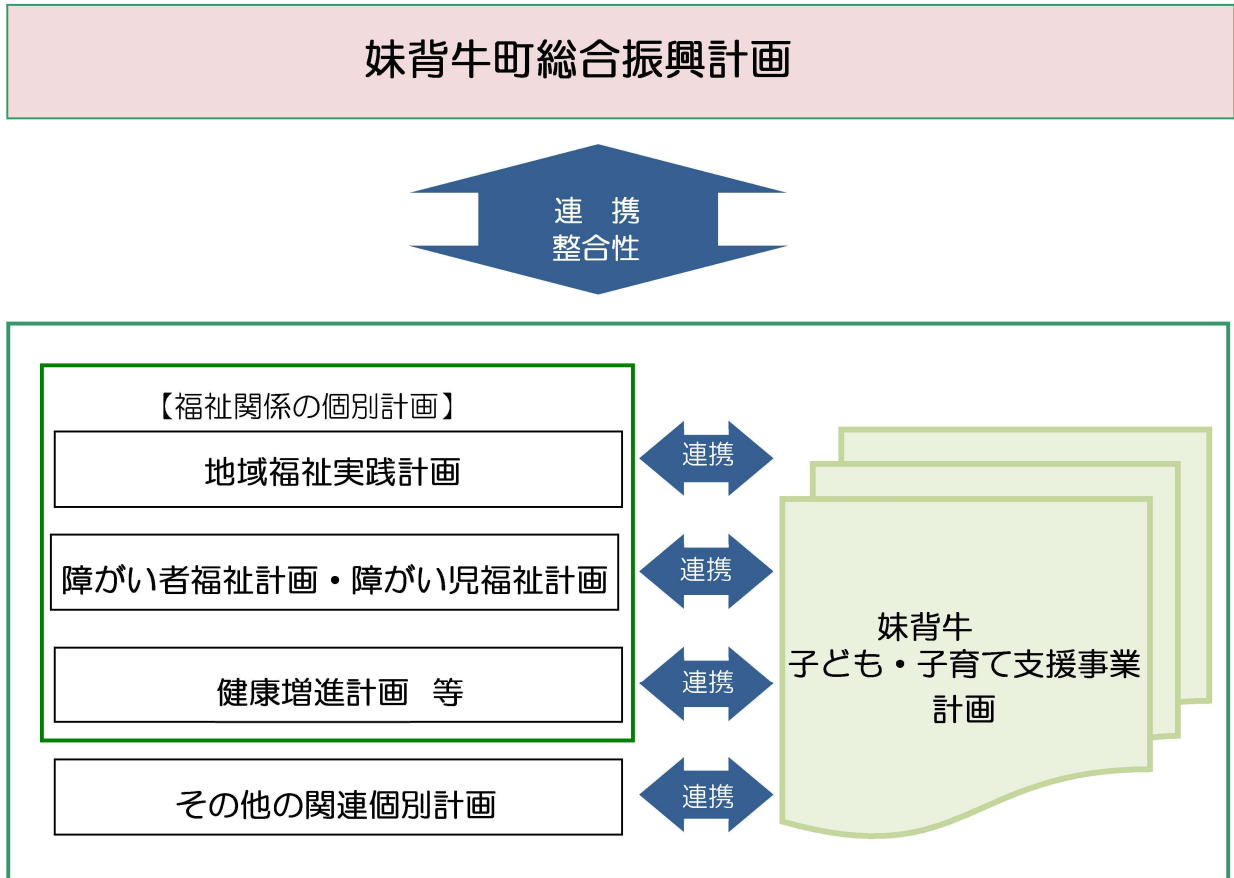
第2期妹背牛町子ども・子育て支援事業計画

(2) 当町の関係する計画

本計画は子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子育て支援の総合的な計画となります。

また、本計画は妹背牛町総合振興計画の中の1つの計画であり、地域福祉実践計画、障がい者福祉計画・障がい児福祉計画、健康増進計画等との連携を図りつつ、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つものとなります。

■本計画と関係する計画



3. 計画の期間

計画期間については、令和2年度を開始初年度とし、令和6年度までの5年間とします。また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
子ども・子育て支援事業計画				
				計画見直し

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

妹背牛町に居住する保護者を対象に、アンケート調査を実施し、日々の生活の中でどのような意見やご要望をお持ちであるのかをお伺いし、今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としています。

- 調査対象者 就学前児童調査 : 妹背牛町在住の就学前児童をお持ちの保護者の方
小学生児童調査 : 妹背牛町在住の小学生児童をお持ちの保護者の方
- 調査方法 認定子ども園または小学校経由にて配布、回収
認定子ども園に通っていないお子さんの保護者は郵送による配布、回収
- 調査期間 平成30年12月～平成31年1月
- 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童調査	76	43	56.6%
小学生児童調査	123	83	67.5%

(2) 妹背牛町子ども・子育て会議の設置

幅広い意見を計画に反映させるため、子ども・子育てに関わる各種団体の代表者、保護者の代表者等で構成する「子ども・子育て会議」にて、計画の内容等を審議しております。

第2章

本町の現状

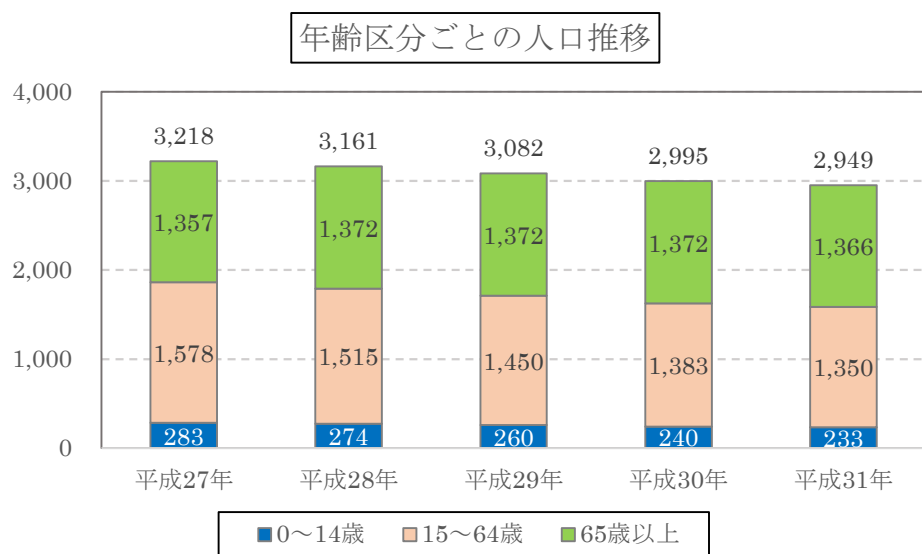
第2章 本町の現状

1. 総人口等の推移

(1) 妹背牛町の人口推移

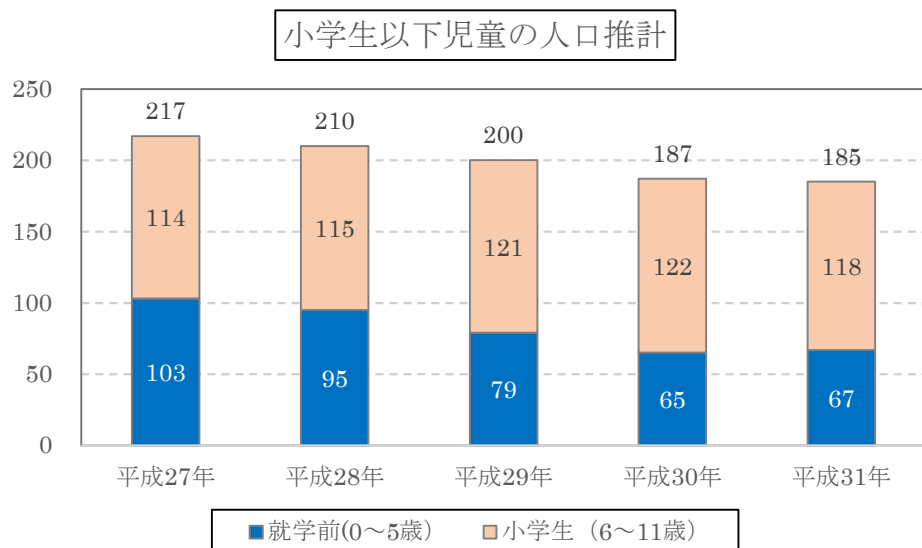
本町の人口は、平成27年の3,218人から平成31年の2,949人と年々減少傾向で推移しています。

年齢区分ごとの人口では、65歳以上の高齢者は、平成27年から令和元年まで、ほぼ横ばいで推移しており、一方14歳までの年少人口は、平成27年の283人から令和元年の233人と減少傾向となっており、少子高齢化が進行しています。



各年4月1日現在

小学生以下の児童人口に関しては、毎年減少しており、特に就学前の児童数が減少傾向で推移しています。

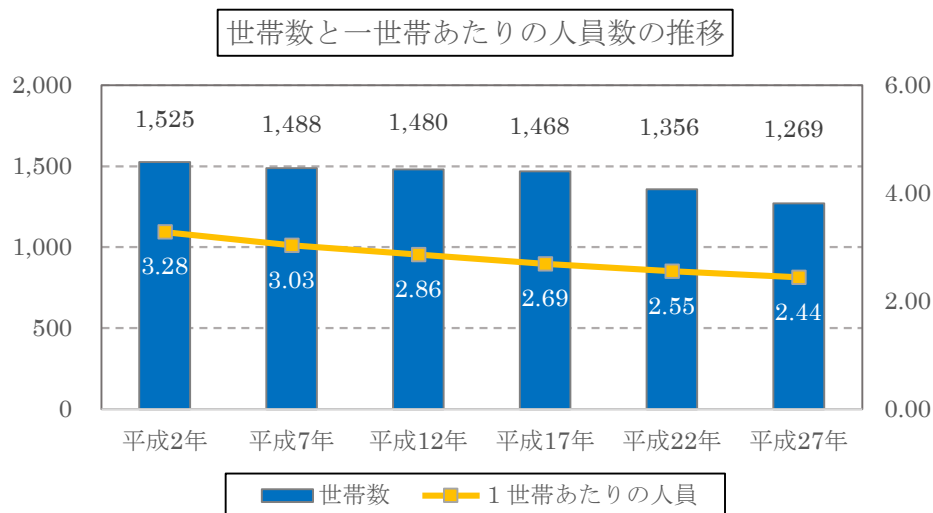


各年4月1日現在

(2) 世帯の推移

国勢調査による妹背牛町の世帯数は、平成2年の1,525世帯から平成27年の1,269世帯と年々減少傾向で推移しています。

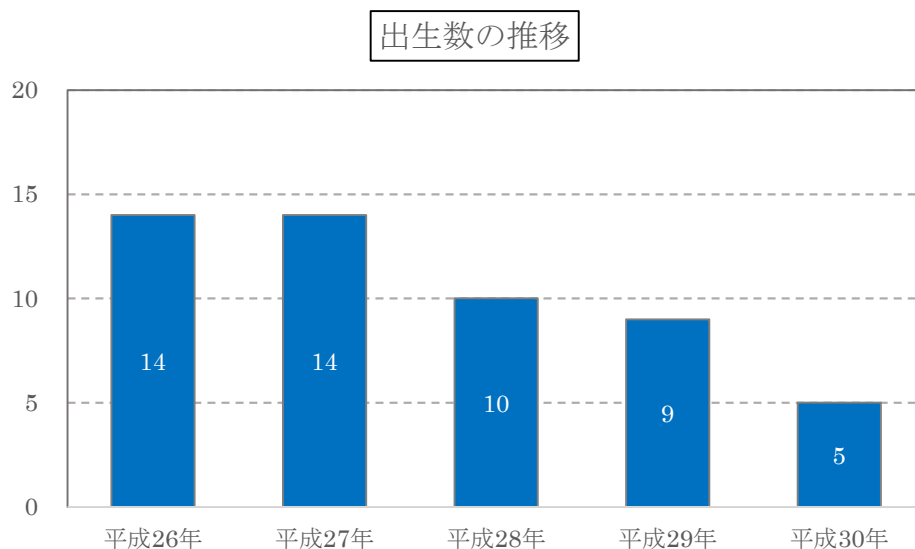
また、1世帯あたりの人員は、平成2年の3.28人から平成27年の2.44人と減少しており、核家族化の進行が見られます。



国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における平成26年以降の出生数で最も多かったのは、平成26年と平成27年の14人で、最も少なかったのが平成30年の5人となり、年度ごとのバラつきが見られます。

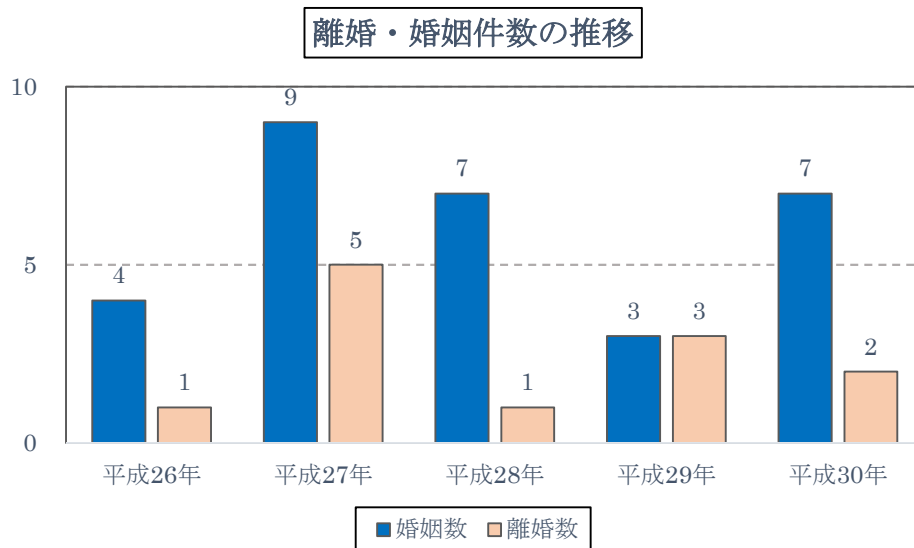


人口動態統計

(4) 婚姻と離婚

婚姻については、平成27年が9件と最も多く、平成29年が3件と最も少なくなっています。

また、離婚については、平成27年が5件と最も多く、平成26年と平成28年が1件と最も少なくなっています。

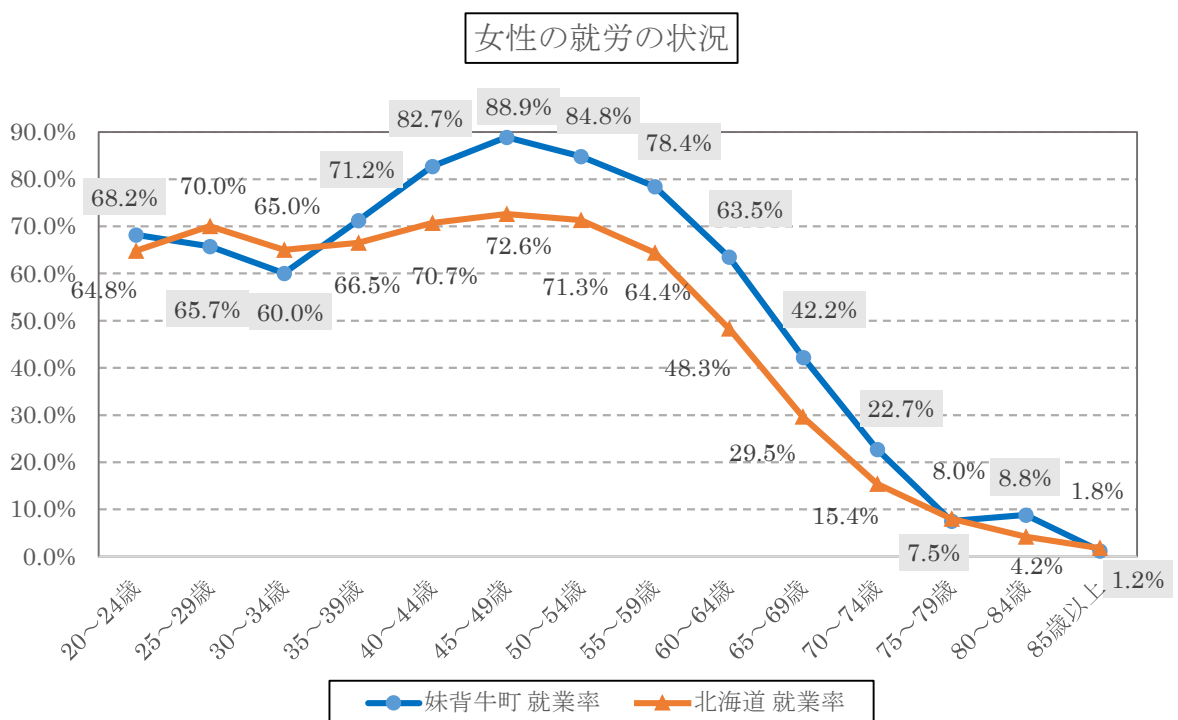


人口動態統計

(5) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しています。

妹背牛町における女性の就労状況を道平均と比較してみると、25～34歳では就労率が低く、それ以外の年齢では高くなっています。



平成27年 国勢調査

2. アンケート調査結果の概要

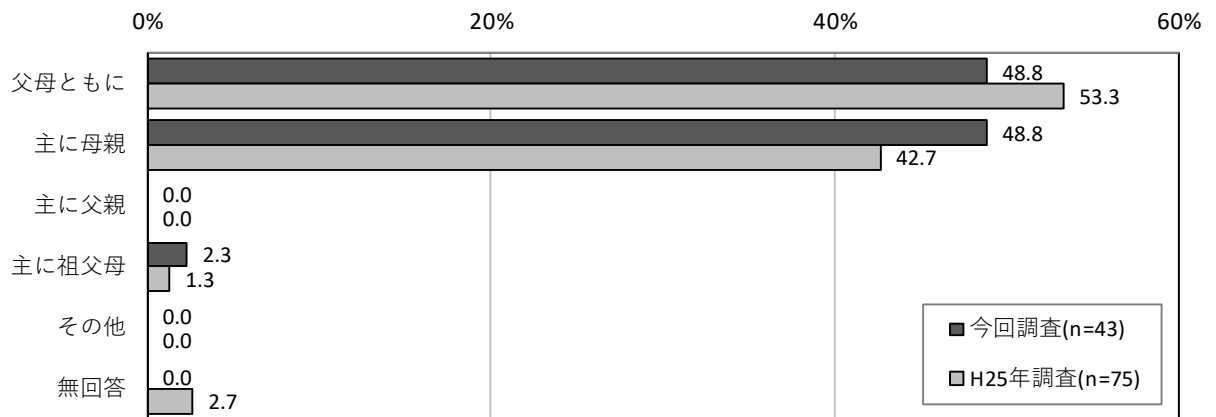
本計画を策定するために実施したアンケート調査の結果を以下に示します。

※グラフ中の「n=×××」の表記は回答数を示しています。

(1) 子育てを主に行っている人

お子さんの子育てを主に行っている人は、「父母ともに」と「主に母親」がともに48.8%で約半数を占めています。また、前回調査と比べて「父母ともに」の割合は、4.5ポイント減少し、「主に母親」は6.1ポイント増加しています。

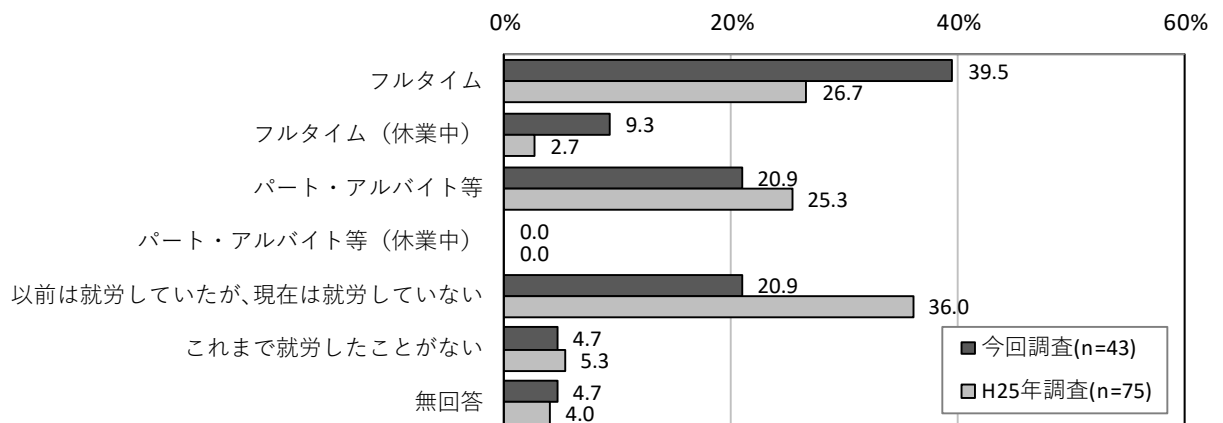
■子育てを主に行っている人



(2) 母親の就労状況について

母親の現在の就労状況は、「フルタイム」が39.5%で最も多く、次いで「パート・アルバイト等」「以前は就労していたが、現在は就労していない」（ともに20.9%）が続いています。また、前回調査と比べると、「フルタイム」の割合は12.8ポイント増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は15.1ポイント減少しています。

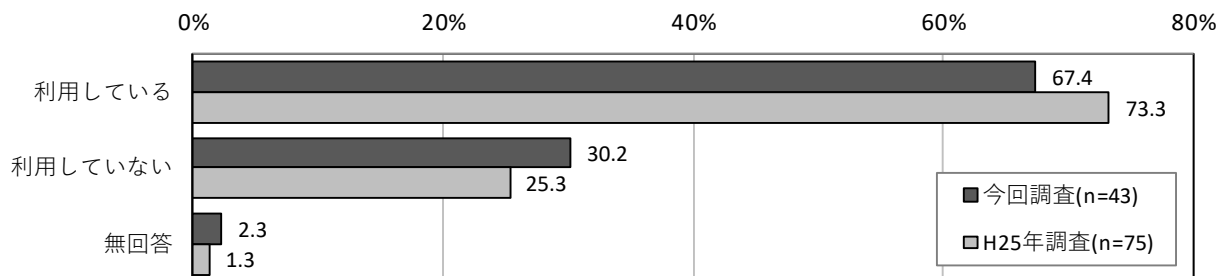
■母親の就労状況



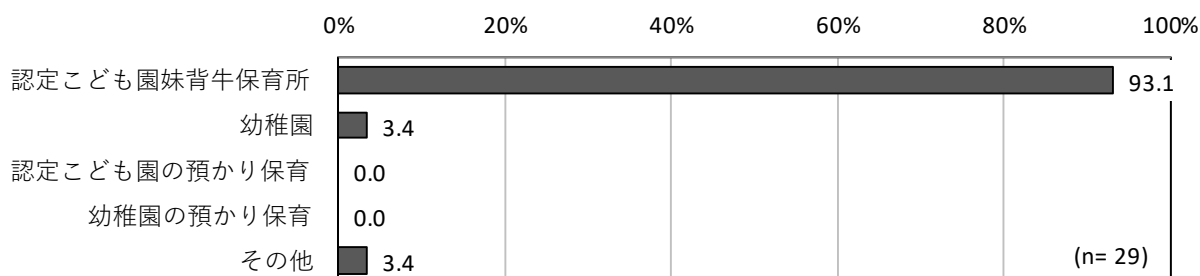
(3) 現在の教育・保育事業の利用状況

現在、教育・保育事業を「利用している」人は67.4%で、平成25年調査から微減となっています。また、利用している教育・保育事業の中では、「認定こども園妹背牛保育所」が93.1%で突出しており、「幼稚園」が3.4%となっています。

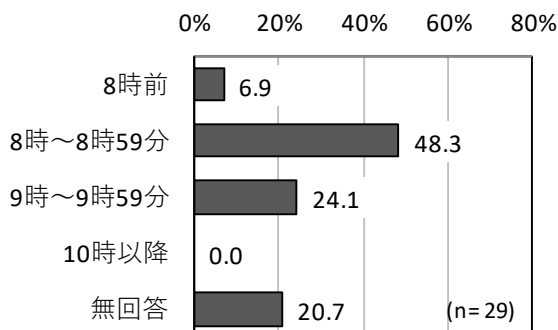
■平日の定期的な教育・保育事業の利用有無



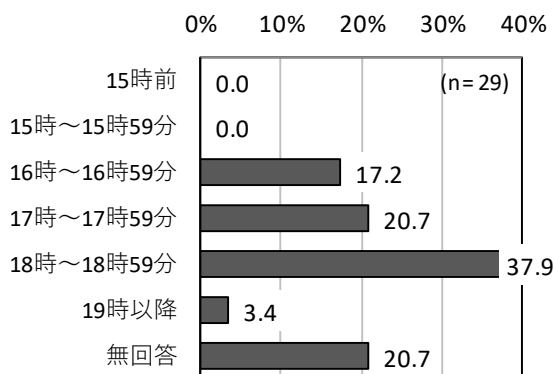
■利用している教育・保育事業の種類



■希望する利用開始時刻



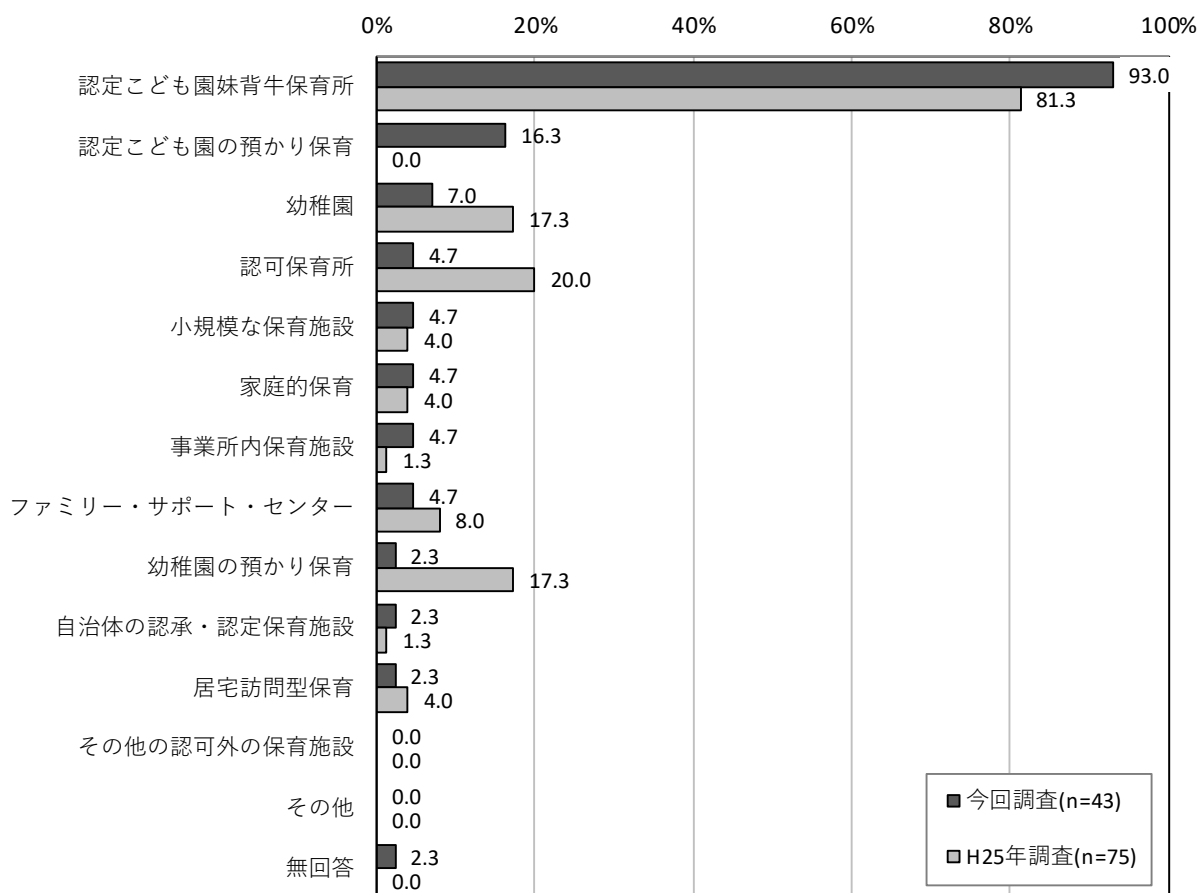
■希望する利用終了時刻



(4) 教育・保育事業の今後の利用意向

今後、定期的に利用したい教育・保育事業は、「認定こども園妹背牛保育所」が93.0%で突出しており、次いで「認定こども園の預かり保育」(16.3%)が続いています。

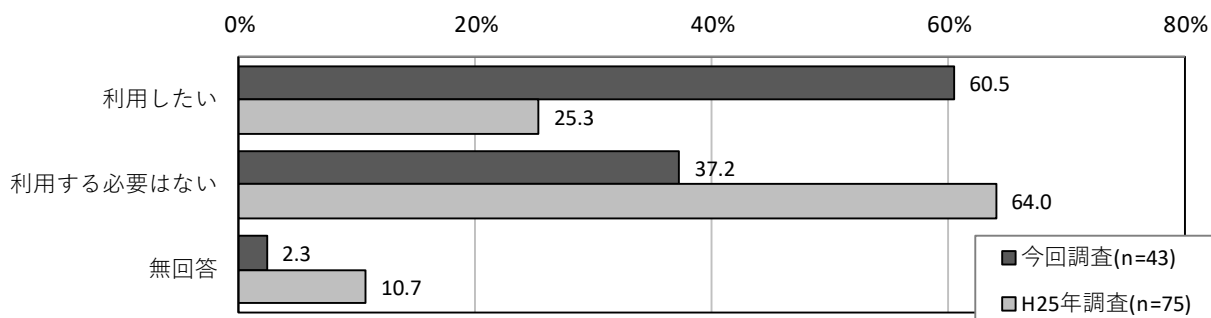
■教育・保育施設の利用意向



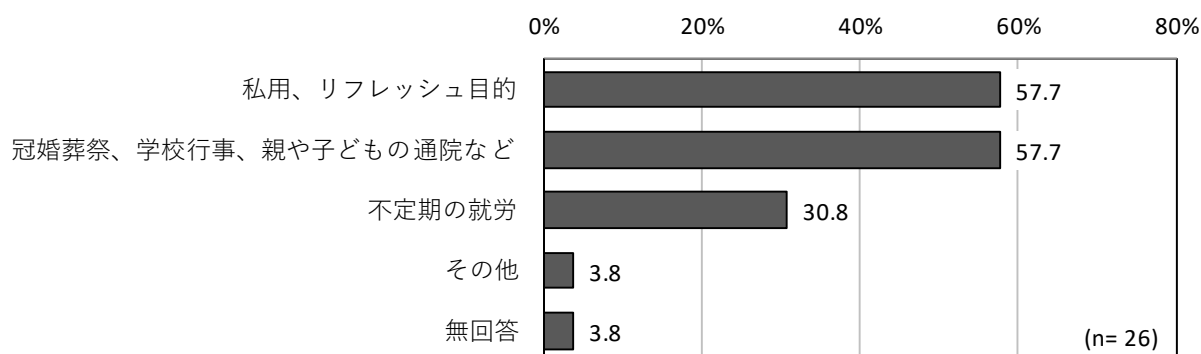
(5) 一時預かり等の利用希望

今後、一時預かり等を「利用したい」人は60.5%で、平成25年調査から約35.2ポイント増加しています。また、一時預かり等を利用したい目的は、「私用、リフレッシュ目的」「冠婚葬祭、学校行事、親や子どもの通院など」がともに57.7%で最も多くなっています。

■一時預かり等の利用希望



■一時預かり等を利用したい理由

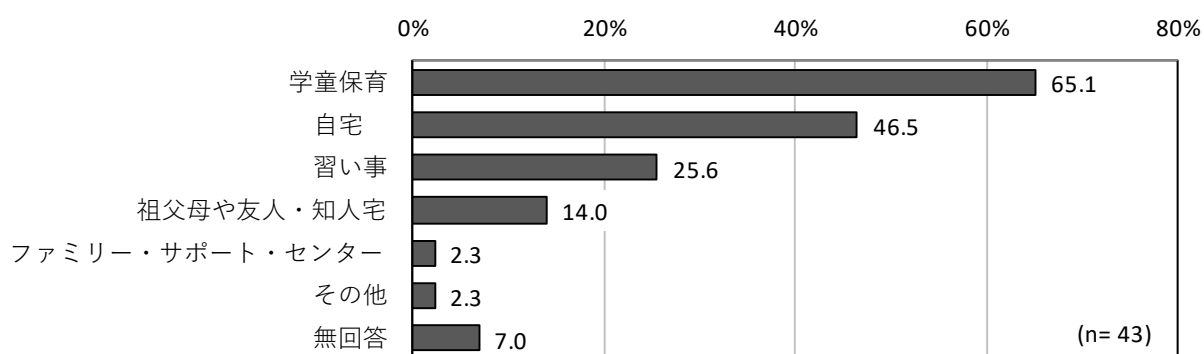


(6) 子どもの小学校就学後の放課後の過ごし方

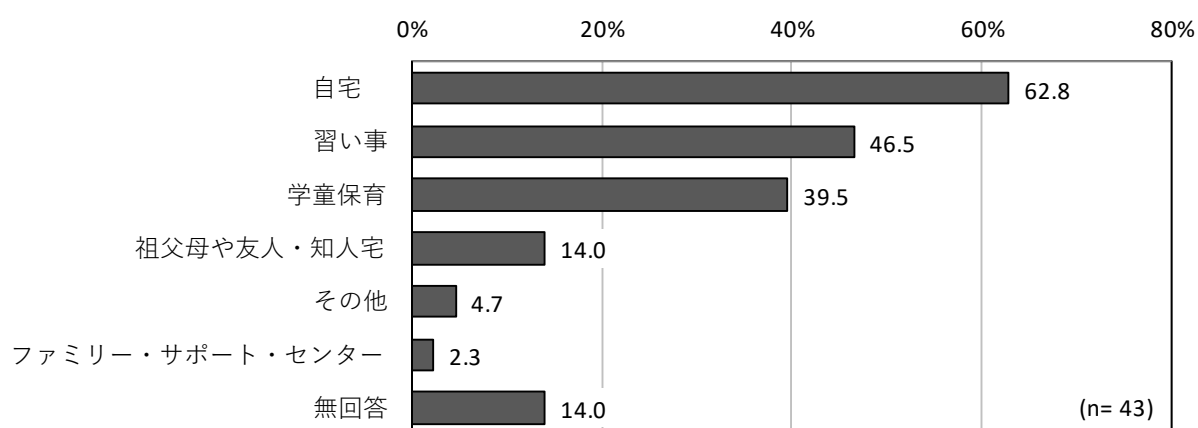
お子さんが小学校低学年の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「学童保育」が65.1%で最も多く、次いで「自宅」(46.5%)が続いています。

お子さんが小学校高学年の間、放課後に過ごさせたい場所をお聞きしたところ、「自宅」が62.8%で最も多く、次いで「習い事」(46.5%)が続いています。

■低学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



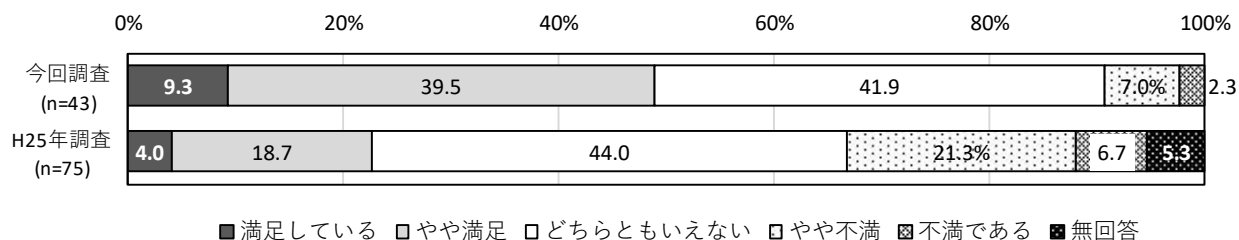
■高学年の間、放課後に過ごさせたい場所（複数回答）



(7) 妹背牛町の子育ての環境や支援への満足度

妹背牛町の子育ての環境や支援への満足度をお聞きしたところ、「満足している」(9.3%)、「やや満足」(39.5%)の合計は48.8%で、満足度は平成25年調査から26.1ポイント増加しています。また、「やや不満」「不満である」の合計は9.3%で、平成25年調査から18.7ポイント改善されています。

■ 子育ての環境や支援の満足度



第3章

第1期計画の実施状況

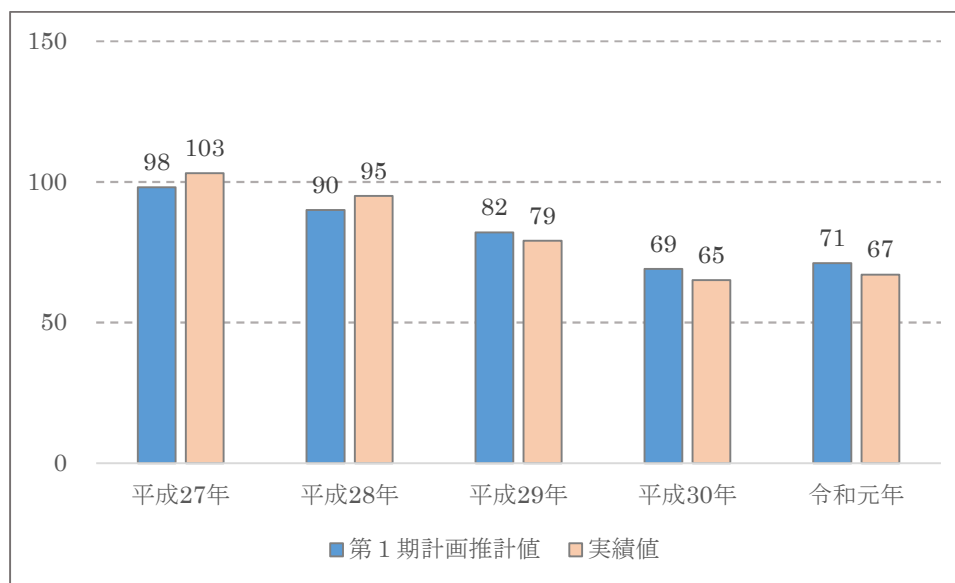
第3章 第1期計画の実施状況

1. 児童数の状況

妹背牛町子ども・子育て支援事業計画で推計した児童数を実績値と比較すると、就学前児童数は平成27年と平成28年では、推計値より実績が上回り、その後は推計値を下回って推移しています。また、小学生児童は令和元年を除き、実績が推計値を下回って推移しました。

■就学前児童数の推移

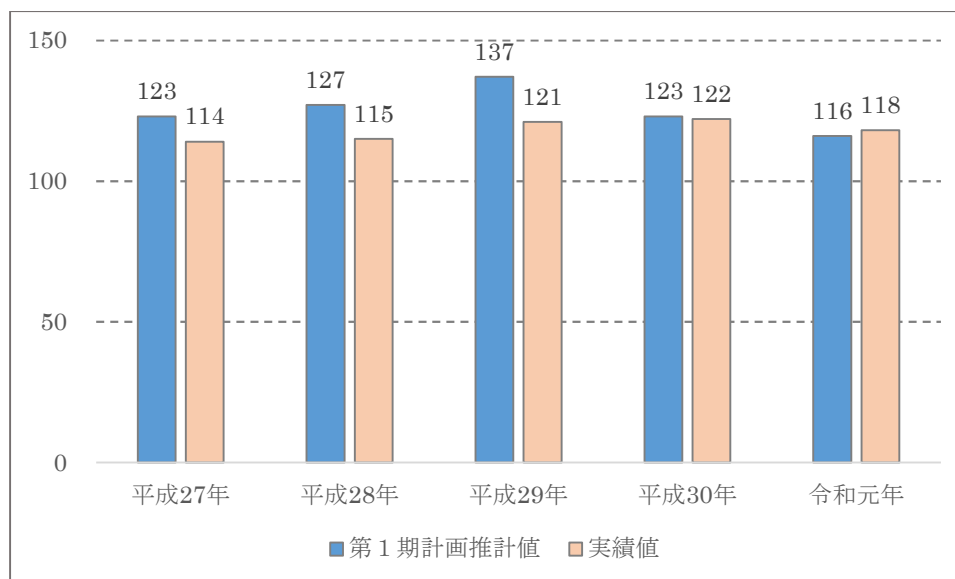
(児童数)



各年4月1日現在

■小学生児童数の推移

(児童数)



各年4月1日現在

2. 教育・保育事業の状況

(1) 1号認定（3歳以上／教育）

1号認定の実績は、平成27年度から平成30年度までは量の見込みを下回りましたが、令和元年度は量の見込みを上回る実績となりました。

区 分		単 位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	21	17	13	5	4
	確保提供数		22	22	19	12	12
実 績			10	9	3	5	9

各年5月1日現在

(2) 2号認定（3歳以上／保育）

2号認定の実績は、平成27年度と平成28年度で量の見込みを上回りましたが、平成30年度以降は下回る実績となりました。

区 分		単 位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	40	32	35	30	37
	確保提供数		54	54	51	41	41
実 績			50	40	35	25	30

各年5月1日現在

(3) 3号認定（3歳未満／保育）

①1・2歳

3号認定（1・2歳）の実績は、平成29年度までは量の見込みを下回りましたが、平成30年度以降は量の見込みを上回る実績となりました。

区 分		単 位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	12	15	12	12	12
	確保提供数		17	17	17	17	17
実 績			8	6	8	14	13

各年5月1日現在

②0歳

3号認定（0歳）の実績は、各年度とも5月1日現在の実績はありませんでした。

区 分		単 位	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	4	4	1	1	1
	確保提供数		5	5	2	2	2
実 績			0	0	0	0	0

各年5月1日現在

3. 地域子ども・子育て支援事業の状況

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

当町では基本型と母子保健型を2か所設置して、利用者の相談等に対応してきました。

■利用者支援事業設置か所数

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計画（量の見込み）	か所	1	1	1	1	1
実績		1	1	1	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		0	0	0	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

地域子育て支援拠点事業の利用実績は平成 27 年度のみ量の見込みを上回りましたが、平成 28 年度以降は下回って推移しました。

■地域子育て支援拠点事業実施回数

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	42	48	48	47	47
	確保提供数 （か所）	1	1	1	1	1
実 績		45	42	41	45	44

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第 13 条に基づき、当町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

妊婦健康診査事業の事業実績は平成 27 年度のみ量の見込みを大きく上回りましたが、平成 28 年度以降は下回って推移しました。

■妊婦健康診査回数

区 分	単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	受診者数	13	13	13	13	13
	受診件数	140	140	140	120	120
実 績	受診者数	23	11	14	12	13
	受診件数	178	95	134	92	114

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

乳児家庭全戸訪問事業の事業実績は出生数の減少により、量の見込みを下回って推移しました。

■乳児家庭全戸訪問件数

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	訪問件数	件	15	15	15	15	15
実 績	訪問件数		13	8	9	6	13

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

養育支援訪問事業の事業実績は平成 29 年度のみ実績がありました。

■養育支援訪問件数

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	訪問件数	実人数	1	1	1	1	1
実 績	訪問件数		0	0	1	0	0

(6) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、認定こども園等で一時的に預かる事業です。

幼稚園型の一時的預かりの利用実績は量の見込みよりも上回っていましたが、平成 30 年度以降は下回って推移しました。また、幼稚園型以外の一時的預かりは量の見込みより大きく下回って推移しました。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	延人数	200	200	200	200	200
	確保提供数		200	200	200	200	200
実 績			355	207	243	154	15

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	延人数	120	120	120	120	120
	確保提供数		300	300	300	300	300
実 績			55	56	92	96	30

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

放課後児童クラブの利用実績は、平成 28 年度のみ量の見込みを上回りましたが、それ以外の年度では量の見込みを下回って推移しました。

■放課後児童クラブの利用数

区 分		単 位	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度
計 画	量の見込み	人	22	24	45	50	50
	低学年		16	18	30	35	35
	高学年		6	6	15	15	15
	確保提供数		30	30	50	50	50
実 績			20	26	48	38	32
	低学年		20	22	34	34	27
	高学年		0	4	14	4	5

第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

妹背牛町では、家庭、学校のみならず各関係機関や地域の人々の理解を得て、子育てを地域で支えていく体制を構築し、子どもたちの笑顔と、すべての親が子育てに自信と喜びを得られることを目指し、次世代育成行動支援計画において基本理念を定めました。

本計画においても、次世代育成行動支援計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組みます。

手をつなぎ

基本理念

子どもと 親と 地域で

育てる 育つ まちづくり

2. 計画の基本的な考え方

◇多様化するニーズに応えます。

- ◆共働き家庭の増加を背景に保育ニーズは年々増加の一途をたどっています。
- ◆アンケート調査では、就学前児童家庭の母親は約6割、小学生で約8割が働いており、5年前の調査と比べて増加しています。
- ◆子ども・子育て支援制度では、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まり、子育て世帯への経済的な支援が図られてきました。また、国が進めている「新・放課後子ども総合プラン」により放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）も一層の充実が求められています。

◇妊娠・出産・子育てで切れ目のない支援をめざします。

- ◆核家族化の進行やコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立化し、育児に悩む人が少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育ての悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合があります。子育て家庭に適切な支援が届かないために孤立化し、痛ましい児童虐待に至ってしまうことも心配されます。
- ◆今後は妊娠・出産・子育てへの支援・小児医療を切れ目なく推進するため、子育て世代包括支援センターも設置され、従来の事業をさらに充実させることはもちろんのこと、妊娠・出産期からの様々な事業の連携を図り、住民への普及啓発や継続的な支援につなげていきます。

第5章

事業計画

第5章 事業計画

1. 子ども・子育て支援サービスの全体像

(1) 子ども・子育て支援給付

従来の「子どものための教育・保育給付」及び「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設される「子育てのための施設等利用給付」から構成され、国が統一的な基準等を設けて各市町村でサービスの提供を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

市町村が独自に実施する各種事業が対象となる「地域子ども・子育て支援事業」及び「仕事・子育て両立支援事業」で構成され、「地域子ども・子育て支援事業」は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行います。

《子ども・子育て支援新制度の概要》

子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付	
施設型給付	幼稚園、保育所、認定こども園
地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
子育てのための施設等利用給付	
施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業
児童手当等交付金	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付	

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

地域子ども・子育て支援事業	
①利用者支援事業	
②地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	
③妊婦健康診査事業	
④乳児家庭全戸訪問事業	
⑤養育支援訪問事業	
⑥子育て短期支援事業	
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	
⑧一時預かり事業	
⑨時間外保育事業（延長保育事業）	
⑩病児保育事業	
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	
仕事・子育て両立支援事業	
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業	

(3) 子どものための教育・保育給付の認定区分

子どものための教育・保育給付（施設型給付、地域型保育給付）に基づく幼稚園、保育所、認定子ども園の利用にあたっては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）します。

認定区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	満3歳以上	保育の必要性なし	幼稚園、認定こども園
2号認定		保育の必要性あり (保育認定)	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満		保育所、認定こども園、地域型保育

(4) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	新2号認定子ども、新3号認定子ども以外	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 	認定子ども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
新3号認定	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの 	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

2. 教育・保育提供区域の設定

■教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法に係る教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域で、教育・保育施設や地域型保育事業の認可・認定の際に需給調整の判断基準となります。

■当町は、各教育・保育提供施設の利用状況、町内の各教育・保育提供施設への距離、移動手段をみると、町内全体が1つの区域となっていることから、第1期計画の設定区域を踏襲し、教育・保育提供区域として1区域を設定します。

(1) 教育・保育提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳）	全町（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、1区域とします。
2号認定（3～5歳）		
3号認定（0歳）		
3号認定（1～2歳）		

(2) 地域子ども・子育て支援事業提供区域

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
①利用者支援事業	全町（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、1区域とします。
②地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター事業）		
③妊婦健康診査事業		
④乳児家庭全戸訪問事業		
⑤養育支援訪問事業		
⑥子育て短期支援事業		
⑦子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター事業）		
⑧一時預かり事業		
⑨時間外保育事業 （延長保育事業）		
⑩病児保育事業		
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）		

3. 児童人口の将来推計

令和2年度から令和6年度までの将来推計を、住民基本台帳の実績を踏まえ算出しました。

年齢	実績値	推計値				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	5	12	10	10	10	10
1歳	9	5	12	10	10	10
2歳	12	10	5	12	10	10
3歳	14	12	10	5	12	10
4歳	12	14	12	10	5	12
5歳	15	11	14	12	10	5
6歳	9	14	11	14	12	10
7歳	21	10	14	11	14	12
8歳	23	21	10	14	11	14
9歳	20	23	21	10	14	11
10歳	13	20	23	21	10	14
11歳	32	13	20	23	21	10
0～2歳	26	27	27	32	30	30
3～5歳	41	37	36	27	27	27
就学前計	67	64	63	59	57	57
6～8歳	53	45	35	39	37	36
9～11歳	65	56	64	54	45	35
小学生計	118	101	99	93	82	71
合計	185	165	162	152	139	128

※各年4月1日現在

4. 教育・保育事業の量の見込みと確保の内容

(1) 1号認定（認定こども園・町外幼稚園）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	4	5	4	4	3
1号認定		3	3	3	3	3
2号認定で 教育の意向強い		1	2	1	1	0
確保提供数②		11	12	11	11	10
過不足（②－①）		7	7	7	7	7

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(2) 2号認定（認定こども園／3歳以上）

3号認定（認定こども園／0歳、1・2歳）

区分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人	42	41	36	37	37
2号認定		33	31	23	23	24
3号認定（0歳）		0	0	0	0	0
3号認定（1・2 歳）		9	10	13	14	13
確保提供数②		60	60	60	60	60
2号認定		41	41	41	41	41
3号認定（0歳）		2	2	2	2	2
3号認定（1・2 歳）		17	17	17	17	17
過不足（②－①）		18	19	24	23	23

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

利用者支援のみを実施する「特定型」、利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携・協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、母子保健に関する相談にも対応する「母子保健型」の3つの類型があります。

■利用者支援事業の実施か所数

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	か所	2	2	2	2	2
基本型・特定型		1	1	1	1	1
母子保健型		1	1	1	1	1

【確保の方策】

認定こども園において「基本型」、保健センターにおいて「母子保健型」を継続して実施します。

認定こども園、地域子ども・子育て支援事業など子育てに関する情報の集約と提供と相談を行い、関係機関との連絡調整、連携に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■地域子育て支援拠点事業の利用者数

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	人回	180	180	180	180	180
確保提供数 (か所数)		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保の方策】

認定こども園において、地域子育て支援拠点事業を実施しています。

子育てに関する各種事業を実施して、子育て家庭の参加促進を図ります。

(3) 妊婦健康診査事業

母子保健法第13条に基づき、当町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

■妊産婦健康診査回数

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	回	100	90	90	90	90

【確保の方策】

今後も継続して、妊娠期における母子の健康保持を推進します。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

■新生児訪問事業の訪問件数

区 分	単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	件	11	10	10	10	10

【確保の方策】

新生児がいるすべての家庭の訪問をめざし、発育、発達状況の確認のほかに子育てについての情報提供を行います。

(5) 養育支援訪問事業

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■養育支援訪問件数

区 分	単 位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み	件	1	1	1	1	1

【確保の方策】

今後も継続して、養育支援の必要な家庭に訪問し、指導及び助言等を行います。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。

【確保の方策】

本事業は、当町では実施しておらず、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

就学児の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【確保の方策】

本事業は、当町では実施しておらず、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

(8) 一時預かり事業

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、認定こども園等で一時的に預かる事業です。新制度では幼稚園の預かり保育も一時預かり事業に位置づけられます。

■一時預かり（幼稚園型）の延べ利用人数

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	15	15	15	15	15
1号認定		15	15	15	15	15
2号認定		0	0	0	0	0
確保提供数②		15	15	15	15	15
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

■一時預かり（幼稚園型以外）の延べ利用人数

区 分	単位	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
量の見込み①	人日	20	20	20	20	20
確保提供数②		20	20	20	20	20
過不足(②-①)		0	0	0	0	0

【確保の方策】

幼稚園型及び幼稚園型以外の一時的預かりは、認定こども園において継続して実施し、ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和2～6年度の計画期間において、同等数で推移していることから、確保提供数での対応が可能です。

(9) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【確保の方策】

本事業は、当町では実施していませんでしたが、ニーズ調査で利用希望の回答が多くあったため、今後実際に希望される方へ再度アンケートを行い、標準時間内での時間延長も含め検討を行います。

(10) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業です。

【確保の方策】

本事業は、当町では実施しておらず、当事業を実施するためには、看護師の確保や施設整備も必要になることが考えられ、国から助成を受けて（国の基準を満たして）の事業実施は、現段階では困難な状況にあります。病児保育事業は共働き世帯等のニーズの強い事業であるため、提供体制の確保に向けた検討をしていきます。

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中に実施します。

■放課後児童健全育成事業の利用人数

区 分	単 位	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み①	人	30	30	30	30	30
1 年生		11	10	10	10	8
2 年生		5	11	10	7	10
3 年生		10	5	8	10	8
4 年生		4	4	2	3	4
5 年生		0	0	0	0	0
6 年生		0	0	0	0	0
確保提供数②		40	40	40	40	40
過不足（②－①）		10	10	10	10	10

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 2～6 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能です。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保の方策】

本事業は、当町では実施しておらず、今後のニーズや状況を勘案しながら、必要に応じて検討を行います。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入を促進するための事業です。待機児童解消加速化プランに基づく保育の受け皿の確保、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用を図る事業です。

【確保の方策】

事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

6. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。

子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、教育・保育の一体的提供を推進します。

(1) 認定こども園の普及

認定子ども園は、保護者の就労状況等に関わらず、子ども・子育て支援制度における教育・保育を一体的に受けることが可能な施設であるため、国において普及に向けた取組が進められています。

当町では、平成25年度より開設し、認定子ども園が1園設置されております。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

保育所における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進します。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

認定子ども園及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、認定子ども園と小学校との連携を推進します。

7. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

(1) 適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性、事業者の運営に配慮し、公平かつ適正な給付に努めます。

(2) 北海道との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について北海道との連携を図ります。

また、施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には北海道に協力を要請し、適切な対応を行います。

8. その他の推進事業

(1) 子育て家庭への支援

子育て世代の経済的な負担を軽減し、安全・安心に子育てができるよう、様々な助成を実施し負担の軽減を図ります。

事業	内容	担当
出産育児支援	出産し養育する方へ、次の金額及び商品券を支給します。 第1子・第2子：20万円（うち5万円は商品券） 第3子：30万円（うち10万円は商品券）	企画振興G

児童手当	法令に基づき中学校終了までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。	福祉G
子育て支援水道料金助成	中学校までの子どもを養育している世帯へ、水道料金の一部を助成します。(月額：1,500円)	福祉G
保育料の無償化	令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、3歳から5歳児の保育料を無料とします。更に、令和2年度から子育て支援の一環として、3歳未満児の保育料を無料とします。	保育G
子育てのための施設等利用給付	幼稚園を利用している子どもの保護者に対し、利用料の無償化及び一部助成をします。(上限額有)	学校教育G
高校生まで医療費全額助成	高校生まで医療費を全額助成します。 (平成28年度より高校生までに拡大)	保険G
学校給食費助成	町内の小・中学校に通学している生徒の保護者へ、給食費の半額を助成します。	学校教育G
高校通学費等支援	20歳未満の高校生がいる保護者へ、月額2,000円の商品券を交付します。	企画振興G
引越し費用支援	新築・中古住宅の取得や民間賃貸住宅に入居するために転入し、5年以上本町に定住する者へ次の商品券を交付します。 ①単身世帯：5万円 ②夫婦等世帯：8万円 ③子育て世帯：10万円	企画振興G
民間賃貸住宅等家賃支援	民間賃貸住宅に入居し、5年以上本町に定住する者へ次の1/2を現金、1/2を商品券で交付します。 ①単身世帯：月額6千円 ②夫婦等世帯：8千円 ③子育て世帯：月額1万円	企画振興G
住宅新築支援事業	新築住宅の建設費用に対して1/10以内で町内業者は上限額100万円、町外業者の場合は上限額50万円助成します。さらに18歳未満の子ども1人につき20万円追加します。新規移住者の場合も20万円追加します。助成額は商品券で交付します。	企画振興G
就学資金貸付	高等学校以上の学校に在学又は入学予定の者へ学資の貸与をします。(無利息)	学校教育G
就学援助	小・中学校の就学にあたり、収入が一定の基準以下などで経済的理由により困難な保護者に対し、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助をします。	学校教育G
チャイルドシート無料貸出	ベビーシート・チャイルドシート・ジュニアシートを無料で貸し出ししています。	福祉G

(2) 母子保健事業

子どもを安心して産み育て、子どもが健やかに育つことができるよう各種保健事業を提供します。

事業	内容	担当
----	----	----

母子健康手帳交付 妊産婦健康診査費用助成	妊娠期を安全に過ごし、妊娠中の健康管理や異常の早期発見ができるよう、全妊婦に面接指導を行い、母子健康手帳や妊婦健康診査受診票(一般 14 回、超音波 11 回、産婦 2 回分)の交付を行います。	健康G
もせっこ母子手帳+ (プラス)	母子健康手帳に追加して、子どもの成長発達過程について記録したファイルを作成し、家庭と認定こども園・幼稚園・学校・関係機関などが連携して子どもの育ちや学びを支えています。	健康G
マタニティのつどい	妊婦が安心して出産、育児に臨めるよう、また町内の妊婦が交流できるよう支援します。	健康G
妊産婦・新生児・幼児訪問	妊婦が安心して出産・育児に臨めるよう、また、親が安心して育児を行い、子どもが健やかに成長発達できるように家庭訪問による支援を行います。	健康G
乳幼児健康相談	乳幼児の発達の確認と異常の早期発見を行います。	健康G
乳幼児健診	異常を早期に発見し、また育児指導により母の育児不安の軽減や子どもの健やかな成長を促すことで、子どもの心身の健康を保持します。	健康G
妊婦・幼児歯科検診	妊娠中の口腔内異常の早期発見を行い、妊娠中から子どもの歯科保健について考える機会を提供します。保護者が子供の口腔の状態を把握し、虫歯予防の方法を理解し実践できるようにします。	健康G
フッ素塗布・洗口	フッ素の塗布、洗口により虫歯を予防します。	健康G
離乳食教室	発育に応じた離乳食を与えることで、バランスのとれた栄養の確保、味覚形成ができ、偏食のない幼児食への移行が図られるように支援します。	健康G
親子栄養教室	保育所で実施している子育て教室を月に 1 回保健センターで実施し、栄養士等が食生活の講話や健康おやつを試食等を実施します。	健康G
予防接種費用助成	感染症による重篤な健康被害を予防するため、予防接種にかかる費用の全額または一部を助成します。	健康G
妊婦健康診査通院支援	妊婦健診通院にかかる交通費として、健診 1 回 2 千円とし、14 回分を商品券で交付します。	企画振興G
産後ケア・育児サポート事業	深川市立病院の助産師が、産後のお母さんの体調管理や育児サポートのため、通所(深川市立病院)及び訪問(保健師の新生児訪問に同行)による相談支援を行います。	健康G
新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。また、新生児の聴覚障害の早期発見・早期療育を図り、聴覚障害による音声言語発達への影響を最小限に抑えられるよう支援します。	健康G
一般・特定不妊治療費助成	不妊治療に要する費用を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康G

(3) 母子家庭・父子家庭の自立支援

ひとり親が仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身共に健やかに成長できるよう「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた支援を行います。

事業	内容	担当
児童扶養手当	ひとり親により児童を養育している家庭等の生活の安定と自立を支援し、児童の福祉増進を図ることを目的として道が手当を支給しています。	福祉G
ひとり親家庭等医療費助成	母子及び父子家庭等に対し、医療費の一部を助成します。	保険G
母子・父子・寡婦福祉資金	母子・父子家庭や寡婦の方に、経済的自立や子どもの福祉向上を図るため、低利子又は無利子で目的に応じて各種資金を貸付する制度です。	福祉G

(4) 支援を必要とする子どもなどへの支援

発達に心配のある子どもや障がいのある子どもは、それぞれの状態に合わせた支援が必要であると同時に、それぞれの家庭に向けた支援も不可欠であるため、状況に応じた指導や支援を行います。

事業	内容	担当
相談体制の整備	深川市療育センター、岩見沢児童相談所、医療機関等との連携・調整をはかりながら、相談体制の整備に努めています。	健康G
養育者支援保健医療連携システム事業	医療機関との連携により、養育支援を必要としている家庭を把握し、早期に適切な支援を行っています。	健康G
養育支援訪問	養育支援が特に必要と判断した家庭に、保健師やヘルパー等が訪問し、養育に関する助言や支援を行います。	福祉G
児童相談所巡回相談	保健センターにて年に数回、児童福祉司による発達や関わり方についての相談、判定員による心理検査などを行います。	健康G
在宅障がい児通所支援利用者負担助成	障がい児福祉サービス等を利用する障がい児の保護者に対し、その利用者負担額の一部を助成しています。	福祉G
特別児童扶養手当	重度若しくは中度の障がいの状態にある20歳未満の児童を監護又は養育している方を対象に、道が手当を支給しています。	福祉G
障害児福祉手当	精神または身体の重度の障がいのため、常時介護を必要とする児童に道が手当を支給しています。	福祉G
特別支援教育連携協議会及び調査専門部会の設置	特別な教育的支援を必要とする乳幼児・児童・生徒に対し、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、適切な支援を行います。	学校教育G

要保護児童対策地域協議会	町内の関係機関によりネットワークを構築し、必要に応じて協議会等を開催し、警察や児童相談所等関係機関との連携により虐待の防止や早期解決を図ります。	福祉G
虐待予防マネジメントシステム事業（権利擁護）	妊娠期、産褥期、育児期にチェックリストを利用して、養育者の不安や負担感等について把握し、必要な支援を行うことで、虐待の未然防止に努めています。	健康G

（５）子どもの心身の健やかな成長のための教育環境の整備

児童・生徒が心身ともに健全で安全な生活が送れるよう、効果的な事業に取り組むとともに、関係機関の協力を得ながら、教育環境の整備に努めます。

事業	内容	担当
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目のない包括的な支援を行い、母子保健や育児に関する様々な悩み等にきめ細やかに対応していきます。	健康G
保健センター親子遊び場解放	保育所等に入所する前の子どもたちが、安全に楽しく遊ぶことができるために保健センターを開放しています。	健康G
スクールカウンセラーの配置	学校現場で、児童生徒や保護者の心のケアや支援をするほか、教員への指導や心のケアを行うために配置します。	学校教育G
ALT （外国語指導助手）の配置	外国語の語学力向上及び国際時代に対応できる児童生徒の育成を行うために配置します。	学校教育G
学習支援員の配置	児童生徒の基礎学力向上を図るため、小・中学校に学校教諭資格を有する学習支援員を配置します。	学校教育G
地域教育推進専門員の配置	小中学校及び地域における教育活動の推進と充実を図るため、教育委員会に専門員を配置します。	学校教育G
学校運営協議会 （コミュニティ・スクール） の設置	保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することで、学校運営の改善や児童生徒の健全育成の充実を図ります。	学校教育G
公設民営塾の設置	児童生徒の学力向上に資するため、無償の公設民営塾を設置します。	学校教育G
子育て未来塾	親子のふれあいや共通の達成感を味わう機会を提供し、親子の絆を深めるための支援をします。	社会教育G
ブックスタート	新生児に絵本を贈呈し、新しい命の誕生を祝うとともに幼い頃から絵本に触れることで感受性を育みます。	社会教育G
赤ちゃんふれ愛ブック	図書室に絵本を常設し、貸し出しをします。絵本を通して赤ちゃんや保護者の心を通わすとともに赤ちゃんの頃から絵本に触れる機会を支援します。	社会教育G
子育てサークル支援	サークル活動のための場の提供や活動費の助成（社会福祉協議会）などを行っています。	健康G 社会福祉協議会

思春期保健講座	思春期の子どもたちが「生・性」の尊さを実感できるよう支援します。	健康G
通学路安全推進会議	小中学校における通学路の交通安全の確保を図ります。	学校教育G
交通安全教室等の開催	警察等と連携し、交通安全教室等を通じて園児・児童・生徒に対する交通安全指導の充実を図ります。 【認定こども園】講話・紙芝居・歩行訓練など 【小学校】青空教室・講話・実技指導・ポスターコンクールへの作品応募など 【中学校】講話・交通安全標語の作成・ポスターコンクールへの作品応募など	総務G
地域見守り隊	民生委員児童委員が、児童の登下校の安全確保のためパトロール活動を行っています。	福祉G
学校体育文化活動参加経費助成	町内の中学校に在籍する生徒の体育文化活動の振興を図るため、大会参加経費の一部を助成します。	学校教育G

第6章

計画の推進

第6章 計画の推進

1. 計画の点検・評価・改善

計画に基づく施策を総合的に・計画的に推進し、実効性を確保するため、毎年度の進捗状況・成果を点検するとともに、妹背牛町子ども・子育て会議で協議しながら、計画の着実な推進を図ります。なお、状況の変更等により計画の見直しの必要が生じたときには、妹背牛町子ども・子育て会議で協議の上、見直しを行うことができることとします。

2. 関係機関等との連携

- ・庁内関係各課との連携を図ることはもちろんのこと、児童相談所、保健所、教育機関、警察などとの緊密な連携を図ります。
- ・母子家庭・父子家庭の自立支援、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策などについて、道が行う施策との連携を図ります。
- ・広域利用の観点からも情報の共有に努め、近隣市町村等との協調・連携を図っていきます。